

平成30年度 第1回 芦屋市権利擁護支援システム推進委員会 会議録

日 時	平成30年7月2日(月) 13:30~15:30
会 場	市役所東館3階 大会議室
出席者	委員長 神部 智司 委員 森川 太一郎, 川部 博子, 和田 周郎, 福田 晶子, 園田 伊都子, 浦野 京子, 大島 眞由美, 中野 富枝, 安達 昌宏 欠席委員 宮崎 睦雄, 上田 晴男, 植田 英三郎 委員以外 芦屋市権利擁護支援センター 脇 朋美 芦屋市権利擁護支援センター(社会福祉協議会担当) 三谷 百香 事務局 芦屋市地域福祉課 吉川 里香, 鳥越 雅也, 山川 尚佳, 馮 翔実 知北 早希, 片岡 睦美, 横道 紗知 芦屋市障害福祉課 本間 慶一 芦屋市高齢介護課 篠原 隆志
会議の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 <非公開・部分公開とした場合の理由>
傍聴者数	0人

1 開会

【委員会の成立について】

・開始時点で13人中10人の委員の出席について成立。

2 委員委嘱

3 市長挨拶

4 委員及び事務局の紹介

5 委員長, 副委員長の選出

6 議事

(1) 平成30年度第1回芦屋市権利擁護支援センター運営委員会の報告

(2) その他

7 資料

事前配布資料

- 資料1 芦屋市権利擁護支援システム推進委員会設置要綱
- 資料2 芦屋市権利擁護支援システム推進委員会委員名簿
- 資料3-1 平成29年度芦屋市権利擁護支援センター活動状況報告
- 資料3-2 平成29年度芦屋市権利擁護支援センター事業（実施内容、成果と課題）
- 資料3-3 平成30年度芦屋市権利擁護支援センター事業計画

当日配布資料

- 当日資料1 平成30年度芦屋市権利擁護支援者養成研修ちらし
- 当日資料2 平成30年度芦屋市権利擁護支援者養成研修プログラム（案）
- 当日資料3 第8次芦屋すこやか長寿プラン21（概要版）
- 当日資料4 第8次芦屋すこやか長寿プラン21
- 当日資料5 芦屋市第5期障害福祉計画第1期障害児福祉計画（概要版）
- 当日資料6 芦屋市第5期障害福祉計画第1期障害児福祉計画
- 当日資料7 芦屋市養護者による高齢者虐待対応マニュアル
- 当日資料8 芦屋市養護者による障がい者虐待対応マニュアル

8 審議経過

- (1) 平成30年度第1回芦屋市権利擁護支援センター運営委員会の報告
（権利擁護支援センター 脇）

- 資料3-1 平成29年度芦屋市権利擁護支援センター活動状況報告
- 資料3-2 平成29年度芦屋市権利擁護支援センター事業（実施内容、成果と課題）
- 資料3-3 平成30年度芦屋市権利擁護支援センター事業計画

（神部委員長）

ご質問、ご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

（福田委員）

前年度もとても積極的に活動され、少しずつ権利擁護支援センターの活動が認知されてきているような状況をご報告いただき、個人的には権利擁護支援意識が少しずつ広がっていると実感を持ちました。

質問ですが、5ページの介護相談員派遣事業において、施設へのフィードバックに時間がかかるため、連絡票をフィードバックツールとして使っているという点についてももう少し詳しく教えて下さい。

（権利擁護支援センター 脇）

他の市町村で介護相談員派遣事業を実施しているところは、介護相談員が2時間の相談活動の後、誰と何を話したかについて報告を書いています。用紙は3枚複写になっており、1枚を提出して帰るといふ市もあります。芦屋市は、報告を事務局に提出していただき、その中で施設に伝えた方が良く、回答を求めた方が良く、ことに関しては、相談票という形で事務局から施設側に問い合わせ、回答を頂いたものを、介護相談員を

通じてご本人に返す仕組みとなっていることから、1か月、2か月のタイムラグが生じ、タイムリーに対応することができません。例えばカレンダーが欲しい、部屋が寒かったなど、軽微なことに関しては、タイムリーに伝えてもらえないだろうかと相談を受けておりましたが、介護相談員が何がタイムリーな相談なのかの判断を行うことが非常に難しかったため、先程説明いたしました方法で行っておりました。しかし、この事業を活用して施設の状況を改善しようと思っただけでいる中で、すぐに対応していただけるものは、連絡票を使って、施設に伝えようと考えたものです。相談を行ったメンバーとして、タイムリーに対応できるものはお伝えし、それに対して施設の方が確認してもらうようにしています。連絡票を残すことで、次に訪問した介護相談員と相談内容を共有することができるため、介護相談員同士、施設と介護相談員の連絡用として、活用しようとして今年度から動いています。しかし、連絡票が書きにくいなどの可能性もありますので、意見を聞きながら、良いものにしていきたいと考えています。

(大島委員)

同じく介護相談員について、ケアマネジャーも、利用者の話、相談を聞く立場でありますので、そこどう違うかが、すごく難しいと思いました。

施設にいるケアマネジャーや、総合生活相談員と、介護相談員を、受け入れ施設として、どのように使い分けていくのか、お互いの理解が深まるような工夫が必要だと感じました。先ほどの、障がい者福祉施設に行かれた18名の方が衝撃を受けて帰ってこられたというのは、象徴的だと思っており、私自身もコミュニケーションをとることが難しい障がいのある人のところに行き、相談を聞くということは、非常に難しいだろうと思います。日々の暮らしの中で、その人と接しているからこそわかることで、介護の現場は成り立っているため、介護相談員がどのような立ち位置で、どんなことを、何を目指して来てくださっているのかを、利用者、施設、介護相談員の三者がある程度同じような思いになっていかなければならないのではないかと思います。

(権利擁護支援センター 脇)

基本、専門職ではなく、市民の目線でサービスを利用している方の思いに寄り添うことが介護相談員です。

事業開始当初は、介護相談員という名前がついていることで、相談を聞いて、それに対する答えを出さなければいけないと思い、介護相談員自身も戸惑われたということがあります。また、施設も同じく、専門職ではない人が、どのように相談に応じるのかという疑問もあり、両者がかみ合わなかったことがありました。

しかし、平成24年度から事業を実施する中で、施設職員とは違う市民感覚を持った方が来て、ゆっくり話を聞いてくれ、この人にだったら言えると感じてくださる方が増えてきていることもあり、施設、介護相談員ともに立ち位置を徐々に理解していただけるようになったと思います。

意思疎通の難しい方のところに行き、2時間何をしたらいいのだろうと悩まれる方もたくさんいらっしゃるため、意思疎通の難しい方への対応の研修や、ロールプレイの実施などに、取組んできました。また、施設にもご意見をいただいたりもしてきました。

介護相談員からの「もし意思疎通の難しい、発語のない方の場合、どうしたらいいですか」という質問に対して、ある施設の職員の方が「その方が車椅子であれば、横に座って、その方と同じ目線、位置で目を閉じてください。目を閉じて、そのときに聞こえ

る職員のバタバタと走っている音や、ガチャガチャと食器の音、冷房の効き方、において、そういったものを感じてください。そこで気がついたことを報告書に挙げてください。それが、その方に寄り添うということです。」と言われました。ただ、話を聞いて、その相談を受けるだけが介護相談員ではないと、言ってくださったことで、介護相談員も納得されていました。

これから障がい者福祉施設へ行く介護相談員や、介護相談員の新人の方にも同じようにお伝えしていきたいと思っていますし、施設の方にもそのように理解していただければと思っています。

(大島委員)

ありがとうございます。今のお話をそのまま施設にもしてほしいと思いました。

(神部委員長)

ご説明にもありましたように、介護相談員が、非専門職として、ご自分の立ち位置について戸惑いを持っておられること、重度の認知症の利用者とのコミュニケーションをどうすれば良いのかというところで、悩みや不安を多々持っていらっしゃるというところから、そこをくみ取った上での、権利擁護支援者養成研修のあり方や、フォローアップ研修の組立てにつなげていただければと感じています。

また障がい者福祉施設への派遣事業は、施設見学で自信を失われた方が多かったという報告と合わせて、これから自信を持って臨んでいただくためにも、丁寧な説明が必要だと説明をしていただきました。障がい者福祉施設への派遣事業も、円滑に、また効果的に実施していただけるように、さらにご検討ください。

(大島委員)

資料3-1の1ページ目の「その他権利擁護支援503件の主な内容」として、内訳を書いてくださっていますが、この中で幾つかは、ケアマネジャーや、サービス事業所等と連携しながら関わる内容も含まれているのかと思いました。相談に行かずとも、ケアマネジャーやサービス事業所等が権利擁護支援に関する困りごとをキャッチできればいいのですが、権利擁護支援センターへ行くことで、権利擁護支援に関する話が出るのではないかという印象があり、協力・連携をどのように進めていけばいいのかと思いました。

私は日ごろ高齢者生活支援センターで働いていますので、例えば地域ケア会議の中で、権利擁護に関する話題が出るとよいと思っているのですが、ケアマネジャーと後見人の役割について相互理解が十分にできている段階とは言えないため、そのような疑問なども、地域ケア会議で取り上げたいと思っています。また、具体的な日々の暮らしにまつわる相談に対する権利擁護支援センターから高齢者生活支援センターやケアマネジャー等への発信も詰めていかないといけないと思いました。

(神部委員長)

権利擁護専門相談の定期相談につきましては、前年度よりも少し増えており、稼働率もアップしているところは、大変良いことだと思います。

この中で②の専門相談員による相談・支援から定期相談に移行したケースはどの程度ありますか。

(権利擁護支援センター 脇)

成年後見制度の話を知りたいという相談から専門相談につながっているケースが約90%ぐらいだと思います。

(神部委員長)

新規相談件数の数字ではさほどの件数の増加がないのですが、移行したケースが増えたということですね。

(権利擁護支援センター 脇)

はい。

(神部委員長)

同じく2ページ目で、虐待関連会議は、各会議が対応マニュアルのフローに従って実施されており、その実施回数が示されていますが、終結・終了会議について、終結は権利擁護支援や生活支援が必要であっても虐待としての対応は終える場合、終了は本人転出や、亡くなられたりする場合と理解しております。課題は終結の判断だと思いますが、この点について今後の進め方はどのように考えておられますか。

(権利擁護支援センター 脇)

終結の判断は、年4回の評価と2回のレビュー会議で対応の評価と状況確認を行う中で、再評価をした後に終結してはどうか等の意見を受けて、レビュー会議後に終結会議を持つケースが多くなっています。

(安達委員)

専門相談員による相談・支援において継続相談の「その他」では、障がいのある人のうち精神障がいの297件が一番多いですが、同じ方もいらっしゃいますか。

(権利擁護支援センター 脇)

同じ方も多いです。虐待の養護者で、精神疾患のある方や、アルコール依存症の方の支援等もあり、生活支援の部分が多い状況です。

(福田委員)

6ページの「その他事業」のところですが、施設従事者虐待のアンケート調査の回収率をお伺いしたいのが1点、またそれに基づいた研修を実施した際に、研修の企画に施設が参画して下さったということをお伺いしましたが、今年度も施設が参画できるような企画があるのかを教えてください。

(権利擁護支援センター 脇)

アンケートの回収については、15施設に対して、200～300枚を配布して、139枚を回収しています。

アンケートの回収方法については、個人情報を守るために、職員一人ひとりが封入して回答を提出できるように封筒を渡して、アンケート用紙を配布し、記入者や記入内容が事業所にはわからないように配慮したのですが「悪いことは書けなかった。」という声も聞かれていますので、今後どのように、本当の気持ちを受けとめていくかが課題だと感じています。

また、研修につきましては、今年度はまだ決めておりませんが、これまでの活動を通じて研修の参加につなげるためにも企画の段階から施設職員の方と一緒に作っていかなければならないと思っています。29年度は「虐待に対してどのように思っているか」「不適切な対応とわかっていながらしていないか」といった内容についてアンケート

し、その中で必要なことについて実際に支援をされている方々から意見をいただき、研修をつくっていききたいという思いで、取り組みました。

どこに焦点を当てた研修にするかによって、異なると思いますが、施設職員に向けての研修については、現場の意見を尊重しながら、作っていききたいと考えています。

(福田委員)

「巻き込んでいく」という部分では、今回参加率がよかったということも伺いましたので、ぜひ続けていってほしいと思います。

(中野委員)

私は一市民として、権利擁護支援センターが開催された研修を受けましたが、このようすばらしい研修を今まで知りませんでした。私は広報あしやを通して知りましたが、権利擁護という言葉が難しく、なじみがないので、とっつきにくかったのですが、ちょっと行ってみようかなと思い参加しました。参加しましたら、すばらしい講師陣が、入れかわり立ちかわり講義をされることに驚きました。

研修も休まず通い、めでたく修了証書をいただき、今は介護相談員をしています。

どうすれば多くの市民に周知できるのか考えてみたときに、資料3-3事業計画の3に「権利擁護支援による地域づくりの展開」で、出前講座の記載がありますが、ちょうど、集会所等で出前講座をするのはどうだろうかと思っていました。

これを見ると、もう既に計画し、実施されているようですが、どうすれば知ることができるのでしょうか。

(地域福祉課 吉川)

こちら記載しています出前講座は、教育委員会の生涯学習課が所管しているもので、各課で実施している講座のメニューを一覧表にし、ホームページに掲載しております。その中で地域福祉課のメニューの一つとして、「成年後見制度と権利擁護」を設けています。周知はしておりますが、ご依頼いただく回数は非常に少ない状況です。

(権利擁護支援センター 脇)

自治会や、マンションの管理組合の方に呼ばれて、成年後見制度の話をすることや、高齢者の体操、ヨガの後の茶話会のときに、成年後見制度の話をしてほしいと、出前講座を利用していただいたことはあります。

(地域福祉課 吉川)

少人数でもご希望があれば、ニーズに沿った形で話をすることができますので、身近なところで、ご希望があれば、出向いてまいります。

(中野委員)

場所は相談する側が用意しないといけないのですか。

(地域福祉課 吉川)

はい。場所のご準備をお願いします。

申込みは生涯学習課でも結構ですし、一旦、権利擁護支援センターにお声かけいただければ対応いたします。

(権利擁護支援センター 脇)

先日は4人のグループで、成年後見制度の話をしました。障がいのある児童の保護者の方でしたが、今まで何回も大きな会場で成年後見制度の話を聞いても、わからなかったけれど、ここで話を聞いたら本当によくわかったと言ってくくださったので、少人数で

行っていくことは大事だと感じています。

(中野委員)

わかりました。ありがとうございます。

(浦野委員)

小地域での啓発研修では、地区福祉委員会で成年後見制度の説明をしていただいています。難しいテーマなので、何回も説明を聞かないとなかなかわからないですし、わかっても知識として繰り返し勉強することが大事だと思いました。福祉委員会の長の方が、正副会議で聞いてきた話をもとに現場で取り組んでくれていますが、権利擁護支援の話について、私たちの勉強会でも、しっかり取り組んでいくほうが良いと、お話を聞きながら思いました。

(神部委員長)

浦野委員、中野委員からのご指摘、ご意見がありましたように、この権利擁護支援にかかる取組というのは、本当に大切ですので、多くの市民の方々に知っていただけるように、周知、広報のあり方は常々確認、評価していただきたいと思えます。

権利擁護支援は、決して他人事ではなく、認知症等判断能力が低下することにつきましては、やはり市民の方一人一人が、決して他人事ではないという当事者意識に近いものを持っていただくということも必要ですし、さらに、社会資源等について知ることによって、将来に対する安心感にもつながっていくと思っています。

引き続き普及、啓発活動と、多くの方々に研修に参加していただき、介護相談員などの役割や立場を理解して活動していただけるように、力を置いていただきたいと思えます。

(2) その他

① 第8次芦屋すこやか長寿プラン21、

芦屋市第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画について

(高齢介護課 篠原、障害福祉課 本間)

当日資料3 第8次芦屋すこやか長寿プラン21 (概要版)

当日資料4 第8次芦屋すこやか長寿プラン21

当日資料5 芦屋市第5期障害福祉計画第1期障害児福祉計画 (概要版)

当日資料6 芦屋市第5期障害福祉計画第1期障害児福祉計画

(神部委員長)

委員の皆様方より、ご質問、ご意見などいかがでしょうか。

(和田委員)

障がいのある人の高齢化が進んでいると説明がありましたが、今後障がいのある人の高齢化に伴って、例えば成年後見制度などの利用が増えることは見込まれるのでしょうか。また、今後介護保険制度の利用に何か支障がある等、そういった面で、今後の障害福祉計画の中で考えておられることはありますか。

(本間課長)

概要版の2ページに障がいのある人の重度化、高齢化や、親亡き後を見据えた地域生活支援訓練等の整備ということで、示していますが、高齢化に伴って、障がいの福祉サービスの利用が増えております。年々サービスの予算と決算が増加していますので、現状に即した対応をしております。

また、地域生活支援拠点の設置を予定しておりますので、相談体制の確立や、グループホーム、ショートステイの対応ができるような体制整備に努めてまいります。

最後に、基本65歳から介護保険制度が優先されることになっておりますので、65歳になるときに障がい福祉サービスを受けておられる方がスムーズに移行できるような仕組みづくりについて、自立支援協議会等においても検討しているところです。

② 市民後見人の受任に向けた経過について

(権利擁護支援センター(社会福祉協議会担当) 三谷)

③ 平成30年度権利擁護支援者養成研修について

(権利擁護支援センター 脇)

当日資料1 平成30年度芦屋市権利擁護支援者養成研修ちらし

当日資料2 平成30年度芦屋市権利擁護支援者養成研修プログラム(案)

④ 養護者による高齢者虐待対応マニュアル、

養護者による障がい者虐待対応マニュアルについて

(地域福祉課 知北)

当日資料7 芦屋市養護者による高齢者虐待対応マニュアル

当日資料8 芦屋市養護者による障がい者虐待対応マニュアル

(地域福祉課 知北)

大島委員より高齢者虐待対応マニュアルについて実際に使用してみた感想等あれば補足をお願いします。

(大島委員)

非常にわかりやすくなっていることと、会議を持つときの役割分担なども、初期の頃はほとんどの会議を高齢者生活支援センターが行っており、役割分担について悩ましいところもありましたが、最近では、司会進行なども、行政や権利擁護支援センターと役割分担しながら実施しているので、非常に負担が減ったという印象です。

マニュアルを用いた研修を行っていただけるのは、非常にありがたく、昨年度もケアマネジャー友の会でも研修が必要だと思い、研修を行うようお願いした経緯もありました。

研修は毎年行わなければならないと、私は思っており、ケアマネジャーも少しずつですが、新しい方も増えてきていますし、研修を受けることで、自分の持っているケースはこれに当たるのではないかなと考えることにつながります。1年経つと意識が薄まるころもありますので、できましたら、今おっしゃっていただいたケアマネジャー向けの

研修会と、行政・権利擁護支援センター・高齢者生活支援センターのコアメンバー向けの研修会の2種類は、毎年実施してほしいというのが希望です。よろしくお願いします。

(神部委員長)

それでは、予定しておりました全ての議事を終了いたしましたので、第1回芦屋市権利擁護支援システム推進委員会を閉会とさせていただきます。

(閉会)